

令和9年度 地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等)募集案内について

この案内は、文化庁の令和9年度募集案内の公開に先立ち、令和8年度の募集案内に基づいています。ご検討の際は、文化庁の募集案内をご覧ください、補助事業の対象範囲や注意事項を把握した上でご相談ください。

補助金の交付申請にあたっては、令和7年度の募集案内に基づき取り組んでいただきますので、この内容から変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

1. 補助対象となる文化遺産の範囲

下記に掲げる文化遺産のうち、地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産に限る。

- ①雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ②有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ③地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能)

2. 補助金交付の対象となる事業期間

採択通知の日から令和10年3月31日までの間で補助事業者が設定した期間

3. 補助金の額及び補助金の支払時期・方法

補助対象経費の80%までの補助です。ただし、この補助率は上限であって応募状況や国の予算の編成状況等により引き下げられることがあります(令和8年度は上限85%のところ、採択は約80%でした)。補助対象外経費も含めた自己負担について、あらかじめご了承ください。

補助事業に係る支出及び収入は、事業実施団体名(規約または定款に基づく名称)の口座及び帳簿を作成して管理を行うことが必要です。経費の執行は、銀行振込になります。補助金は、原則、補助事業完了後、実績報告をもとに文化庁において内容を審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から支払われます。補助金が支払われるまでは、経費を立て替える必要があります。

4. 補助対象事業

(1)用具等整備事業(山車の修理等を行う取組)

地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具等を修理・新調し、修理現場の公開や、後継者養成も行う取組

- ①修理は、1実施計画当たり1年度につき1,000万円(税込み)を上限に補助対象経費(交付要望額と自己負担額を合計した額)とする。
- ②新調は1点当たり10万円(税込み)を補助金の上限し、超過分は補助対象経費とすること。(復元新調は新調とみなす。ただし山車等に係る祭礼幕や提灯等の一部の復元新調は修理に含む。)
- ③修理・新調の対象は、実行委員会等又はその構成団体の所有物に限る。
- ④現在使用されている用具の長年の使用による経年劣化等や近年の自然災害による破損等を原因とする修理・新調が対象。

- ⑤古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限る。特に、用具の修理については、可能な範囲で部材を活かすよう心掛けること。仕様内容は、学識経験者等の専門家の指導を踏まえることとし、当該指導内容を書面で提出すること。
- ⑥地方指定文化財の用具を修理・新調する場合は、文化財の価値に変容が生じないよう仕様を策定し、指定者の許可を得ること。

(2)後継者養成事業(保存会会員を対象とした技術錬磨等を行う取組)

地域の伝統行事保存会における会員等の練習

(3)記録作成・情報整備事業(記録の作成・発信やライブ配信等を行う取組)

伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成、開催当日のオンライン配信等の取組

5. 補助対象とならない取組の事例(過去に不採択となった取組の具体例の一例)

主なものを記載しています。ここに記載のないものでも、本補助事業の趣旨・要項等に沿わない事業は補助対象外です。

- ・山車そのものの歴史は古いが、もともと当該地域に継承されていない来歴の浅い山車の修理
- ・古くから継承されている無形民俗文化財において、新しく導入した用具の修理・新調
- ・故意又は過失による破損等
- ・長年の仕様による経年劣化等と認められないもの(短期間で劣化するものは補助対象外)
- ・用具の保存箱やケース類、カバー類の修理・新調
- ・準備時のみまたは練習時にのみ使用する用具等の修理・新調
- ・もともと継承されていない新たな装飾物の追加、最新の素材を使用した部材への変更、電飾の設置(LED化を含む。)など、歴史性を無視した修理や、もともとないものの新調
- ・使用する度に取り替えるもの、個人所有になるもの、伝統行事を活性化するための道具・装飾品類、伝統行事等の当日のための消耗品などの修理・新調
- ・山車の材料となる木材ストックの購入や原材料の栽培等、原材料を確保するだけの取組
- ・不動産関係の新設や修繕

6. その他の留意事項

- ①補助を受けようとする同一内容の事業について、「文化庁が実施する他の補助事業(例:地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産)、伝統文化親子教室事業)」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、そのほか国が実施する他の補助事業と重複して補助を受けることはできません。
- ②実行委員会等及び構成団体又はその構成員等に対する給与・報償費等の支払い、業務の発注は全て内部支出にあたり、補助の対象となりません。(内部支出の禁止)
- ③応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ④文化庁への交付申請後、事業内容を大幅に変更、または、事業実施を中止することが無いよう、団体内で十分に協議のうえ、応募してください。
- ⑤令和10年度以降の事業継続については未定です。

以上